

基本構想策定スケジュール（案）について

1 基本構想策定業務委託について

業務委託の契約については、大規模な建築物を設計する場合、設計者の選択についても重要となり基本構想の段階から価格競争だけの競争入札による発注ではなく、技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めた企画提案等を提出させ、ヒアリング等を実施し、その中から優れた提案を行った設計者を選ぶ、プロポーザル方式（公募型）による執行としたい。

また、基本構想策定業務は、主に次の事項を整理するとともに新庁舎整備に向けての基本構想（案）を作成し、本委員会、町議会、町民説明会やパブリックコメント等の結果も踏まえ策定して行く。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 庁舎の現状と課題の整理 | 6 事例の収集及び紹介・解説 |
| 2 基本理念・基本方針の検討 | 7 委員会等の運営支援 |
| 3 新庁舎に求める機能・規模 | 8 町民説明会の開催支援 |
| 4 新庁舎建設候補地の比較検討 | 9 パブリックコメントの実施支援 |
| 5 概算事業費の算出 | |

2 基本構想策定スケジュール（予定）

	令和7年度												令和8年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
プロポーザルの仕様書作成																								
プロポーザルの実施																								
基本構想業務委託の契約																								
基本構想案の作成																								
基本構想策定																								
町民説明会・パブリックコメントの開催※1																								
新庁舎整備検討委員会※2																								

※1 町民説明会及びパブリックコメントは、基本構想策定業務の進捗状況に応じて実施する。

※2 令和7年8月以降の新庁舎整備検討委員会は、基本構想策定業務の進捗状況に応じて開催する。